

令和7年度

第10回 農業委員会総会 議事録

市川市農業委員会

第10回 市川市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年1月9日(金) 午後3時30分～午後4時15分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 15人

農業委員

9人	1番	板橋	利行
	2番	石井	宏
	3番	小沢	伊知郎
	4番	朝倉	一江
	5番	太田	裕士
	6番	山野	孝一
	7番	岡崎	博一
	9番	小川	治夫
会長	10番	石橋	弘嗣

欠席委員 1人 8番 神澤 晶子

農地利用最適化推進委員

6人	1番	久保田	章
	2番	富田	憲一
	3番	皆川	佳広
	4番	石井	悦史
	5番	大滝	與鷹
	6番	平田	秀行

4. 議事日程

- 1 議事録署名等委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第4号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	1件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）	34件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
報告第4号	地目変更登記に係る回答について	2件
報告第5号	農地等の現況に係る照会に対する回答について（民事執行法分）	1件
報告第6号	農地等の現況に係る照会に対する回答について（地方税法分）	1件
報告第7号	農地所有適格法人の報告について	1件
報告第8号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	4件
報告第9号	農地の所有状況調査集計について	

5. 農業委員会事務局職員

局 長	岩佐 伸幸
次 長	秀谷 康久
副 主 幹	吹上 裕三
主 査	室岡 稔
主 任	牧野 有希

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和7年度第10回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、議席8番の委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席1番の委員、議席2番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、室岡主査を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。</p> <p>農政関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第4号と、報告第1号から</p>

	<p>報告第9号を議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 長	はい、議長。
議長	はい、事務局長。
事務局 長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和7年12月18日でございます。</p> <p>申請地は柏井町2丁目で、地目は畑、面積は651平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものです。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきましては、ご報告をお願いします。</p>
議席3番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席3番の委員。
議席3番の委員	<p>現地調査は、令和7年12月23日に農地調査班第2班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>譲受人は、主に梨を栽培する方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>現況は露地畑となっており、取得後は梨を作付けしてい</p>

		<p>くとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長		<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>はい、議長。</p>
議 長		<p>はい、事務局。</p>
事 務 局		<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は250日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長		<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員		<p>なし。</p>
議 長		<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和7年12月18日でございます。</p> <p>申請地は柏井町4丁目の4筆で、地目は田、合計面積は2,067平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場用地にするものです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席3番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席3番の委員。
議席3番の委員	<p>現地調査は、令和7年12月23日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、ジェイコム北市川スポーツパークの東側の概</p>

	<p>ね300メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、鋼板土留を設置し土砂の流出を防止します。</p> <p>埋め立てはせず、敷地内は整地・転圧後砂利敷きとし、雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務長。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、鎌ヶ谷市に居住する個人です。</p> <p>柏井町3丁目に本店を置く物流業を営む法人から要望を受け申請されたものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、資力については工事費等を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいない</p>

		<p>ことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和8年3月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長		<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員		なし。
議 長		<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員		異議なし。
議 長		<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 長		はい、議長。
議 長		はい、事務局長。
事 務 局 長		議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、4件でございます。

	<p>議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。</p> <p>(1)から(3)は関連しておりますので一括でご説明します。</p> <p>申請受付日は、令和7年12月18日でございます。</p> <p>申請地は稲越3丁目の3筆で、地目は田、合計面積は2,035平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、特定建築条件付売買用地9棟を目的に所有権の移転をするものです。</p> <p>続きまして、議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。</p> <p>(4)の申請受付日は、令和7年12月18日でございます。</p> <p>申請地は稲越3丁目で、地目は田、面積は4.15平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、ごみ置場とするために所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきましては、ご報告をお願いいたします。</p>
議席3番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席3番の委員。
議席3番の委員	<p>現地調査は、令和7年12月23日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>(1)から(3)は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請地は、市川市立稲越小学校の北東側の概ね400メ</p>

<p>議 長</p>	<p>ートルに位置し、現況は梨畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、重量ブロック及び型枠ブロックを新設し土砂流出を防止します。</p> <p>汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路に新設する側溝に接続し、排水します。</p> <p>また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p> <p>(4)の申請地は、市川市立稲越小学校の北東側の概ね400メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、既存のトタン板を援用することだけでいいことを隣接地耕作者より同意を得ています。</p> <p>雨水は自然浸透、汚水・雑排水はありません。</p> <p>また、埋め立てもありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について</p>
------------	--

	<p>て、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1) から (3) は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>譲受人は、東京都西東京市に本店を置き主に不動産業を営む法人です。</p> <p>学校、病院等施設、インターチェンジに近く交通の便が良く住宅敷地として立地に優れると考え申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和8年1月13日に着工し、完了は令和8年3月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、現実性が認められるものと思われまます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(4) の譲受人は、稲越自治会です。</p> <p>現在のゴミ置場が前面道路に設置されており、幅員が狭く通行の利便性、安全性を考え申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費は現況のまま使用するため、かかりません。</p> <p>また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農</p>

		<p>地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和8年1月13日に着工し、完了は令和8年3月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議	長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>議案第3号につきましてご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各	委 員	なし。
議	長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>(1) から (3) は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1) から (3) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各	委 員	異議なし。
議	長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(1) から (3) は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請につい</p>

	て」、(4)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号(4)は、全会一致により許可相当という意見を付して県知事に送付することと、決定いたします。
	次に、議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」今回の申請は、1件でございます。 議案書の9ページ、10ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和7年12月18日でございます。 申請地は、曾谷6丁目で、地目は田、面積は398平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 地目が農地であることから、宅地に変更するため申請がなされたものです。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席3番の委員	はい、議長。

議長	はい、議席3番の委員。
議席3番の委員	<p>現地調査は、令和7年12月23日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川市立百合台小学校の北西側、概ね200メートルに位置しております。</p> <p>申請地は自身の居宅及び倉庫と一体で使用されており、平成16年頃に隣接地で農地転用の許可をとって居宅及び倉庫を建築した際に、申請地も庭として造成して、現在にまで至ったものです。</p> <p>今回、申請者は、地目を「畑」から「宅地」に変更したいと考え、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班としましては、現況は非農地として認められることから、証明相当と思われまます。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、農地法の規定に基づく許可を要しないことの審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>申請地につきましては、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過していることを、航空写真により確認しました。</p> <p>また、この間、農地法第51条の規定による違反転用に對する処分を受けておりません。</p> <p>なお、申請地については、令和7年12月16日に、千葉県東葛飾農業事務所の担当者による現地調査を行い、調査班のご報告どおりの確認がなされております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

議 長	事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の 証明願」について、証明相当と決定することに、ご異議ござ いませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は、全会一致で証明相当という意見を 付して、県知事に送付することと、決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。 報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得 の届出について」、事務局より、報告いたします。
事 務 局 次 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長	報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取 得の届出について」、1件、報告いたします。 議案書の11ページをお願いいたします。 令和5年7月26日付けで相続の権利が取得されてお り、相続人からは、令和7年12月23日に権利取得の届 出がありました。 なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありません でした。

<p>議 長</p>	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）」、事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において、34件専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の13ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和7年12月5日から12月25日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は 11件、19筆、3,606.96平方メートル、</p> <p>第5条の届出は 23件、28筆、2,924.48平方メートルで、</p> <p>第4条と第5条の合計は 34件、47筆、</p> <p>転用面積は6,531.44平方メートルでございます。</p> <p>なお、詳細につきましては、14ページから20ページまでに記載のとおりです。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「農地法18条第6項の規定による通知について」、事務局より、報告いたします。</p>

事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、3件、報告いたします。</p> <p>議案書の21ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知されたものです。</p> <p>(1)の土地の所在は柏井町3丁目、地目は畑、面積は770平方メートルであり、令和7年11月27日に合意解約がなされ、令和7年12月12日付けで農業委員会に通知書が提出されました。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の土地の所在は柏井町3丁目、地目は畑、面積は1,550平方メートルであり、令和7年11月28日に合意解約がなされ、令和7年12月12日付けで農業委員会に通知書が提出されました。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3)の土地の所在は国分3丁目、地目は畑、面積は3,532平方メートルのうち1,047平方メートルであり、令和7年12月12日に合意解約がなされ、令和7年12月17日付けで農業委員会に通知書が提出されました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「地目変更登記に係る回答について」、事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。

<p>事務局次長</p>	<p>報告第4号「地目変更登記に係る回答について」、2件、報告いたします。</p> <p>議案書の23ページ・24ページをお願いいたします。</p> <p>(1)については、令和7年12月1日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は本行徳の2筆、合計面積は427平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」及び「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年12月10日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「資材置場」と記載した上で回答しました。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)については、令和7年12月9日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は宮久保、面積は54平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る申請状況は、平成19年2月26日に農地法第5条に基づいて「道路」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年12月23日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「道路」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
--------------	---

議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。
事務局次長	次に、報告第5号「農地等の現況に係る照会に対する回答について（民事執行法分）」、事務局より、報告いたします。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第5号「農地等の現況に係る照会に対する回答について（民事執行法分）」を、報告いたします。</p> <p>議案書の25ページをお願いいたします。</p> <p>令和7年11月27日付けで、千葉地方裁判所執行官から民事執行法による売却のため必要があることから照会がありました。</p> <p>土地の所在は八幡及び平田、地目は「畑」、合計面積は587平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、令和7年1月16日に農地法第5条に基づいて「駐車場」、「専用住宅」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年12月10日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものがございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき、「非農地」と回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。
事務局次長	次に、報告第6号「農地等の現況に係る照会に対する回答について（地方税法分）」、事務局より、報告いたします。
事務局次長	はい、議長。

議長	はい、事務局次長。
事務局次長	報告第6号「農地等の現況に係る照会に対する回答について（地方税法分）」、報告いたします。
	議案書の27ページをお願いいたします。
	令和7年12月11日付けで、市川市納税・債権管理課から滞納処分による公売のため必要があることから照会がありました。
	土地の所在は宮久保、地目は「田」、合計面積は1,575平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。
	本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。
	そこで、事務局職員による現地確認後、令和7年12月23日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものがございます。
	なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき、「農地」と回答しました。
	報告は、以上でございます。
議長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。
	次に、報告第7号「農地所有適格法人の報告について」、事務局より、報告いたします。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	報告第7号「農地所有適格法人の報告について」、報告いたします。
	議案書の29ページをお願いいたします。
	農地所有適格法人の報告については、農地法第6条第1項の規定に基づき、毎年、事業の実施状況等を農業委員会

	<p>に報告しなければならないとされており、また、同法施行規則第58条第1項において、この報告は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農業委員会に所定の事項を記載した報告書を提出しなければならないとされております。</p> <p>そこで、令和7年12月18日に当該法人から報告書が提出されたことから、農地法第2条第3項に掲げる農地所有適格法人の要件を満たしているか確認をしました。</p> <p>事業年度は、令和6年10月1日から令和7年9月30日で、当該法人は、松戸市に主たる事務所を構え、法人形態は株式会社、事業の種類はネギ苗等の生産です。</p> <p>報告書を精査した結果、売上高、構成員、業務執行役員等、前年同様に要件を満たしていることを確認いたしました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第8号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第8号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。</p> <p>議案書の31ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。</p> <p>令和7年12月2日から令和7年12月8日までの間に申請がありました4件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明</p>

<p>議 長</p>	<p>書を交付いたしました。</p> <p>事務局からの報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第9号「農地の所有状況調査集計について」、事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p> <p>議 長</p>	<p>報告第9号「農地の所有状況調査集計について」、報告いたします。</p> <p>議案書の33ページをお願いいたします。</p> <p>農業委員会では、毎年8月1日現在で市川市に住所を有しており、現況農地を10アール以上所有または耕作している農家の世帯及び農地の状況調査を行い、農地基本台帳に登載される調査内容をもとに、農業委員会が発行する証明や農業諸施策の基礎資料に活用しております。</p> <p>続きまして、</p> <p>議案書の34ページをお願いいたします。</p> <p>令和7年8月1日現在の調査集計の概要につきましては、農家戸数は633戸、前年に比べ8戸の減となっております。</p> <p>自作地面積では、84,707平方メートルの減、一方、貸付地面積では、3,661平方メートルの増となっております、前年と比較して合計では、81,046平方メートルの減となっております。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しまし</p>

	<p>た。</p> <p>これで、令和7年度第10回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
--	--

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 石 橋 弘 嗣

委 員 板 橋 利 行

委 員 石 井 宏
